

総務省行政相談センター

まぐみみ島根

令和2年7月豪雨災害 被災者の皆様への生活支援 窓口案内(ガイドブック)

令和2年7月豪雨災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
総務省島根行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：平日8：30～17：15

TEL：0852-24-1100（要通話料）

- 来所による相談受付：平日8：30～17：15

住所：島根県松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 2階

まぐみみ島根（島根行政監視行政相談センター）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、来所される際のマスクの着用、手指の消毒にご協力をお願いします。

- インターネットによる相談受付

QRコードを読み取るか、又は「行政相談」で検索してください。



- FAXによる相談受付

FAX：0852-21-2444

注) このガイドブックは、令和2年8月5日時点における各機関のHP等の情報を基に、当センターが作成したものです。



行政相談のマスコット「キクーン」

総務省 島根行政監視行政相談センター

松江市向島町 134-10

松江地方合同庁舎 2階

電話：0852-24-1100

FAX：0852-21-2444

(注) 関係各機関等における支援策等については、随時、追加、変更し、当センターホームページに掲載してまいります。

<https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/shimane.html>

災害救助法適用市町村(島根県内)：江津市(7月13日適用)

【特定非常災害の指定】

令和2年7月豪雨災害が特定非常災害に指定されました。指定されたことにより、特定非常災害特別措置法に基づき、以下の措置が講じられます。

- ① 運転免許のような許認可等について存続期間(有効期間)が最長で令和2年12月28日(月)まで延長されます。
令和2年7月3日(金)以後に満了する許認可等が対象です。対象となる許認可、対象地域、延長後の満了日は今後、各府省の告示で定められ、下記の総務省特設ページ等でお知らせします。
- ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます(令和2年10月30日(金)までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。)

上記のほか、③法人に係る破産手続開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮期間の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます。(⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。)

<総務省特設ページ>

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/index.html



住まいのこと

- 1 被災住宅の応急修理等 (P. 1)
- 2 り災証明書の発行 (P. 2)
- 3 被災者のための住宅提供 (P. 2)



教育のこと

- 17 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 12)



役所の手続きのこと

- 4 国税の特別措置 (P. 3)
- 5 県税の特別措置 (P. 4)
- 6 公共料金の減免措置 (P. 5)
- 7 年金に関すること (P. 6)
- 8 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 6)
- 9 自動車検査証の有効期間の延長 (P. 7)



事業者の方へ

- 18 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 13, 14)
- 19 農林漁業関係の復興支援 (P. 14)



民間の手続きのこと

- 20 損害保険 (P. 15)
- 21 生命保険 (P. 15)
- 22 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 16)



各種支援情報

- 23 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口 (P. 17)
- 24 お役立ち情報ウェブサイト (P. 18)



お金のこと

- 10 生活再建のための支援金 (P. 8)
- 11 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 (P. 8)
- 12 災害援護資金の貸付 (P. 8)
- 13 生活福祉資金の貸付(緊急小口資金等) (P. 9)
- 14 住宅の建設、補修等の融資 (P. 10)
- 15 住宅ローンの返済 (P. 10)
- 16 雇用保険に関する特別措置 (P. 11)



住まいのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種の支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ り災証明書の発行は、各市町村が行います。
 - ・ 「り災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
 - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ・ なお、住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明」等の名称で市町村が証明を行うことがあります。
- ◆ 各市町村において準備が整い次第、交付申請受付が始まります。多くの市町村において、交付申請書には被害状況の写真を添付することとされています。
また、各市町村が被害状況調査を行います。この調査の前に、浸水の片づけ、建物の撤去や修繕工事を実施する場合は特に、後日の被害認定ができるように、被害状況の写真をできるだけ多く撮影し、保管しておいてください。また、工事に係る業者との契約書や見積書、領収書なども保管しておいてください。
- ◆ 写真撮影時の注意点
 - ・ 片づけを行う前に被害を受けた建物などの外観と内観を撮影してください
 - ・ 建物などの全体の被害状況を知るために可能な限り 1 枚の写真に全体像が収まるように撮影してください。
 - ・ 可能な限り建物などの四方から撮影をお願いします。
 - ・ 可能な限り被害のあった個所はすべて撮影してください。
 - ・ 被害個所の全体とアップを各 1 枚ずつ撮影してください。
※ 被災箇所がわかるように指をさして撮るとよいです。
 - ・ 浸水被害があった場合、浸水の高さが確認できるよう壁などの浸水跡を撮影してください。
※ メジャーを使用し水が浸かった深さが写真で確認できるように撮影してください。

2 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法の適用市町村（表紙裏参照）において、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分（被災した住宅の居室、台所、トイレ等）を、市町村が業者に依頼して応急的に修理する制度です。応急仮設住宅として提供する賃貸住宅も対象となる場合があります。
- ◆ 修理限度額 ① 大規模半壊又は半壊、半焼、流出の世帯：59万5千円以内
② 一部損壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：30万円以内
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象になります。
 - ・ 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと
 - ※ 全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象
 - ・ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと
 - ・ 自ら修理する資力がないこと（半壊の方）

<問合せ先> 災害救助法が適用された市町村（表紙裏参照）

3 被災者のための住宅供給

- ◆ 災害によって住宅困窮者となった被災者に対して、県営住宅を提供しています。

<問合せ先> 島根県土木部建築住宅課住宅管理グループ 0852-22-5569

- ◆ 公益社団法人島根県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会島根県本部に所属する宅地建物取引業者が、被災された方に民間賃貸住宅の仲介（媒介）を行うときは、仲介手数料が無料となります。

<問合せ先> 公益社団法人島根県宅地建物取引業協会 0852-23-6728
公益社団法人全日本不動産協会島根県本部 0852-26-4863



役所の手続きのこと

4 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。

< 問合せ先 > 最寄りの税務署

税務署	電話番号	管轄区域
松江	0852-21-7711	松江市、安来市
浜田	0855-22-0360	浜田市、江津市、邑智郡
出雲	0853-21-0440	出雲市
益田	0856-22-0444	益田市、鹿足郡
石見大田	0854-82-0980	大田市
大東	0854-43-2360	雲南市、仁多郡、飯石郡
西郷	08512-2-0350	隠岐郡

5 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。

<問合せ先>最寄りの県民センター又は隠岐支庁

事務所	担当課（税目等）	電話番号
東部県民センター	納税課（納税の猶予）	0852-32-5632
〃	自動車税管理課（自動車税種別割、自動車税環境性能割）	0852-37-0341
〃	法人課税課（法人の県民税・事業税）	0852-32-5621
〃	自動車・諸税課（自動車税種別割、個人事業税、狩猟税）	0852-32-5626 0852-32-5623
〃	不動産課税課（不動産取得税）	0852-32-5616 0852-32-5618
東部県民センター 雲南事務所	納税課（納税の猶予）	0854-42-9520
東部県民センター 出雲事務所	納税課（納税の猶予）	0853-30-5532
〃	不動産・自動車課税課（不動産取得税、自動車税種別割）	0853-30-5507 0853-30-5535
西部県民センター	納税課（納税の猶予）	0855-29-5523
〃	法人・軽油課税課（法人の県民税・事業税、個人事業税、狩猟税）	0855-29-5519
〃	不動産・自動車課税課（不動産取得税、自動車税種別割）	0855-29-5521
西部県民センター 県央事務所	納税課（納税の猶予）	0854-84-9576
西部県民センター 益田事務所	納税課（納税の猶予）	0856-31-9517
隠岐支庁	税務課（納税の猶予）	08512-2-9616

6 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

- ◆ **N H K 受信料**

今回の豪雨で災害救助法が適用された地域（表紙裏参照）のうち、建物に被害を受けた方々の受診料を一定期間免除する「災害免除」が実施されています。

- ・ 対象：半壊以上、半焼以上、床上浸水以上の被害を受けた建物
- ・ 免除期間：令和2年7月、8月
- ・ 手続き：N H Kによる調査又は放送受信契約者からの届出（前払い等により支払い済みの場合は、支払済み分を免除期間終了後の請求分に充当）

<問合せ先> 0570-077-077（9:00～20:00、休日も受付）

※ つながらない場合、050-3786-5003（有料）

7 年金に関すること

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。

<問合せ先> 市町村の国民年金担当窓口 又は 最寄りの年金事務所

年金事務所	電話番号	管轄区域
松江	0852-23-9540	松江市 安来市 雲南市 仁多郡 隠岐郡
出雲	0853-24-0045	出雲市 大田市 飯石郡
浜田	0855-22-0670	浜田市 益田市 江津市 邑智郡 鹿足郡

8 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。

<問合せ先> 松江地方法務局 0852-32-4200

9 自動車検査証の有効期間の延長

- ◆ 中国運輸局では、江津市に使用の本拠の位置を有する自動車を対象に、令和2年7月13日から同年8月3日までに期限を迎える自動車検査証（車検証）の有効期限を令和2年8月4日に延ばします。

<問合せ先> 中国運輸局自動車安全部技術課 082-228-9143

- ◆ 継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する自動車損害賠償責任保険（共済）契約については、継続契約の締結手続きが8月4日を限度として猶予されます。

<問合せ先> 契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等



お金のこと

10 生活再建のための支援金

- ◆ 住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体した場合において、生活再建のための支援金が支給されます。

<問合せ先>お住まいの市町村

11 災害弔慰金、災害障害見舞金

- ◆ 災害救助法適用市町村（表紙裏参照）において、災害弔慰金（お亡くなりになられた方が対象）、災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。

<問合せ先>災害救助法が適用された市町村（表紙裏参照）

12 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。

償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。

<問合せ先>お住まいの市町村

13 生活福祉資金の貸付（緊急小口資金等）

- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。
- ◆ 生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要なとなる費用（福祉費（災害援護費）」）についての貸付があります。

<問合せ先> 島根県社会福祉協議会 0852-32-5996 又は お住まいの地域の市町村社会福祉協議会

社会福祉協議会	電話番号
松江市	0852-24-9026 0852-61-8558
浜田市	0855-25-1755
出雲市	0853-23-3790
益田市	0856-22-7256
大田市	0854-82-0091
安来市	0854-23-1855
江津市	0855-52-2474
雲南市	0854-45-9888
奥出雲町	0854-54-0800
飯南町	0854-76-2170
川本町	0855-72-0104
美郷町	0855-75-1345
邑南町	0855-84-0332
津和野町	0856-74-1617
吉賀町	0856-77-0136
海士町	08514-2-0010
西ノ島町	08514-6-1470
知夫村	08514-8-2270
隠岐の島町	08512-3-1303

14 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金又は補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借り入れには、市町村が発行する「り災証明書」が必要です。

<問合せ先>住宅金融支援機構 0120-086-353（通話料無料）

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。

<問合せ先>各金融機関

15 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害債務整理ガイドライン）があります。

<問合せ先>借入先の金融機関

- ◆ 借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

<問合せ先>全国銀行協会相談室 0570-017-109(ナビダイヤル)
又は 03-5252-3772

16 雇用保険に関する特別措置

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村（表紙裏参照）において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されています。
- ◆ 災害により事業所が休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても失業手当を受給できます（一定の要件があります）。
- ◆ ハローワークに来所できない場合は「失業の認定日の変更」ができます。また、他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

<問合せ先> 島根労働局職業安定課 0852-20-7016 又は 最寄りのハローワーク

ハローワーク	電話番号
松江	0852-22-8609
隠岐の島	08512-2-0161
安来	0854-22-2545
浜田	0855-22-8609
川本	0855-72-8609
出雲	0853-21-8609
益田	0856-22-8609
雲南	0854-42-0751
石見大田	0854-82-8609



教育のこと

17 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO 支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。

<問合せ先> 緊急採用奨学金について 03-6743-6719

奨学金返還について 0570-666-301(奨学金返還相談センター)

- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対して JASSO 支援金の申請受付をしています。

<問合せ先> (独)日本学生支援機構政策企画部広報課 03-6743-6011



事業者の方へ

18 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けた中小企業・小規模事業者の方々を対象とした災害復旧貸付の利用や融資及び返済については、次の窓口で相談を受け付けています。

<日本政策金融公庫> (平日 9:00~17:00)

支店名	国民生活事業	中小企業事業
松江支店	0852-23-2651	0852-21-0110
浜田支店	0855-22-2835	—

<商工中金>

施設名	電話番号	
	(平日9:00~17:00)	(休日9:00~17:00)
松江支店	0852-23-3131	0120-542-711
浜田営業所	0855-23-3033	

<島根県信用保証協会>

施設名	電話番号
本店営業部	0852-22-2837
出雲支店	0853-21-4998
浜田支店	0855-22-0833
益田支店	0856-22-4567

< 商工会議所 >

商工会議所	電話番号
松江	0852-23-1616
浜田	0855-22-3025
出雲	0853-23-2411
安来	0854-22-2380
益田	0856-22-0088
大田	0854-82-0765
平田	0853-63-3211
江津	0855-52-2268

< 島根県商工会連合会 > 0852-21-0651

< 島根県中小企業団体中央会 > 0852-21-4809

< (独)中小企業基盤整備機構中国本部 > 082-502-6300

< 中国経済産業局産業部中小企業課 > 082-224-5661 (平日 9:00~17:00)

19 農林漁業関係の復興支援

- ◆ 日本政策金融公庫に、被災された農林漁業者を対象とした特別相談窓口が設置されています。適用できる融資制度は、農林漁業施設資金（災害復旧施設）、農林漁業セーフティネット資金（災害）です。

< 問合せ先 > 松江支店（農林水産事業） 0852-26-1133



民間の手続きのこと

20 地震保険

- ◆ 損害保険の適用などについては、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ ご契約の損害保険会社
 - ・ そんぽ ADR センター（平日 9:15～17:00）
ナビダイヤル 0570-022-808、IP 電話からは 082-247-4529
- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は、次の窓口で照会できます。
 - ・ 自然災害損保契約照会センター（平日 9:15～17:00）
フリーダイヤル 0120-501-331、IP 電話からは 03-6836-1003
- ◆ 日本損害保険協会からのお知らせ（令和 2 年 7 月豪雨）
https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2020/2007_01.html

21 生命保険

- ◆ 各生命保険会社において、今回の災害で災害救助法が適用された地域（表紙裏参照）の被災契約者の契約について、次の特別取扱いが行われています。
<https://www.seiho.or.jp/info/news/2020/20200704.html>
 - ・ 申出により、保険料の払込みの猶予期間が最長 6 か月延長されます。
 - ・ 申出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いが行われます。
- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ 生命保険協会災害地域生保契約照会センター（平日 9:00～17:00）
フリーダイヤル 0120-001-731
 - ・ かんぽコールセンター（平日 9:00～21:00、休日 9:00～17:00）
フリーダイヤル 0120-552-950

22 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

<問合せ先>

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター（平日 8:30～21:00、休日 9:00～17:00）
0120-108-420

※ 携帯電話等からも通話料無料をご利用いただけます。

※ IP 電話等一部ご利用いただけない場合があります。

※ ゆうちょ銀行からのお知らせ

https://www.jp-bank.japanpost.jp/aboutus/press/2020/abt_prs_id001507.html



各種支援情報

23 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成 29 年 9 月 8 日）。

調査においては、

- ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接接触すると感電の危険性があること、
- ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

- http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html

総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

TEL：03-5253-5450（直通）

- ◆ 浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。

- <http://www.jpea.gr.jp/topics/180703.html>

一般社団法人 太陽光発電協会 03-6268-8544

24 お役立ち情報ウェブサイト

<首相官邸>

- ◆ 令和2年7月豪雨における被害情報等被災者の皆様に対する情報提供
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/ooame202007/index.html>

<政府広報オンライン>

- ◆ 防災・減災に役立つ情報（災害別）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

<厚生労働省>

- ◆ 令和2年7月豪雨に関する情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00156.html
- ◆ 避難所生活で健康に過ごすための情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00020.html

<島根県>

- ◆ 令和2年7月13日からの大雨に係る情報
https://www.pref.shimane.lg.jp/emergency/em_bosai/0713ooame.html

<江津市>

- ◆ 令和2年7月豪雨に関する情報
<https://www.city.gotsu.lg.jp/site/r207saigai/>